

井原市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」の派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の定義及び基準)

第2条 この要綱において「派遣」とは、井原市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」のデザインに基づき作製された着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）並びにそれを着用する人員1名及び誘導・整理を行う人員1名を次項各号に規定する事業及び催事（以下「事業等」という。）に派遣することをいう。この場合において、必要な人員は、井原市が手配するものとする。

2 前項に規定する派遣の実施は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 井原市が実施又は参加する事業等及びキャンペーン等のPR活動
- (2) 不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業等で、市長が必要と認めたもの
- (3) 公共的団体等が主催する事業等で、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる公共性の高いもの
- (4) 井原市内での事業等で、地区公民館単位以上の範囲で、かつ、子どもを対象とするもの
- (5) 井原市内での事業等で、10年単位での周年記念として行われるもの
- (6) 井原市内の保育所、幼稚園、小中学校等で開催される事業等
- (7) その他市長が特に必要と認める事業等

(派遣の申請)

第3条 派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の14日前までに井原市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」派遣申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、派遣の実施の可否を井原市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(派遣時間等)

第5条 派遣時間は、午前9時から午後9時までの間で1日4時間以内とし、出演時間は、1回あたり40分間以内で1日2回までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、派遣時間を変更することができる。

(派遣費用等)

第6条 派遣に係る費用等は、次の各号に掲げる額とし、いずれも申請者の負担とする。ただし、公共的団体等が主催する事業又は市長が特に必要と認める事業については、費用等を免除することができる。

(1) 派遣費用は、無料とする。

(2) 派遣に係る旅費は、市内は無料とし、市外は井原市旅費支給条例（昭和 32 年井原市条例第 22 号）別表第 1 のうち乙級の旅費相当額とする。

（申請者の責務）

第 7 条 申請者が故意又は過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。